

2014年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学未修者）  
特別入試

論文問題

《9:50～12:20》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【論 文 問 題】

【問題文】を読んで以下の問いに答えなさい。

- 問1 アダム・スミスによれば、ある行為が称賛に値するか、それとも非難に値するかはどのようなプロセスを経て判断されるか、スミス特有の2つの重要な概念を定義しつつ、300字程度で説明しなさい。
- 問2 下線Aで示した不規則性について、論理的に場合分けしたうえで、本文に沿うような簡単な事例をそれぞれあげなさい（400字程度）。
- 問3 (1)アダム・スミスは、「道徳的感情論」において「社会秩序を導く人間本性は何か」という問いに対する解答を示そうとした。スミスはどのような人間本性から、いかにして正義のルールが作られ、どのようにしてそれが守られると考えていたのか、600字で要約しなさい。
- (2)上記(1)をふまえて、下線Bに着目しながら、「自分のみが富を得られればよい、という利己心や無制限の欲望もまた人間の本性の一部であるとするならば、果たして社会秩序は維持できるのか」という問いについて、スミスであればどう解答したかについて論じなさい（600字程度）。

## 【問題文】

### 胸中の公平な観察者の形成

私たちは、他人から是認されることを願う結果、自分の感情や行為を他人が是認できるものに合わせようとする。では、私たちは、誰の是認を基準にして自分の感情や行為を調整するのであろうか。スミスは、次のように述べる。

われわれは、この世に生まれ出ると、他人を喜ばせたいという自然的欲求から、交際するすべての人にとって、つまり自分の親、教師、仲間にとって、どんなふるまいが快適であるかを考慮するように自分を習慣づける。われわれは、進んで他人に話しかけ、しばらくの間は喜んで、あらゆる人の好意と明確な是認とを得るという不可能で道理に合わないもくろみを追求する。しかしながら、われわれは、まもなく経験によって、この明確な是認が普遍的にはまったく獲得できないものであることを知る。他人との間に処理すべきもっと重要な利害関係をもつようになると、われわれは、一人の人を喜ばせることによって、ほとんど間違いなく別の人を怒らせるということ、そして、場合によっては、一人の人の機嫌をとることによって、他のすべての人をいらだたせるかもしれないということを知る。

[中略]

このような他人の一方的な判断から自分自身を守るために、われわれはまもなく、自分と自分が一緒に生活する人びととの間の裁判官を心の中に設け、彼の前で行為していると思うようになる。彼は、非常に公平で公正な人物であり、自分に対しても、自分の行動によって利害を受ける他の人びとに対しても、特別な関係を何ももたない人物である。彼は、彼らにとっても自分にとっても、父でも兄弟でも友人でもなく、単に人間一般、中立的な観察者であり、われわれの行動を、われわれが他の人びとの行動を見る場合と同じように、利害関心なしに考察する存在である。

(中略)

### 称賛と非難の仕組み

スミスは、私たちが胸中の公平な観察者を通して是認・否認という判断を行なうという事実から、「称賛 (praise) に値する」、および「非難 (blame) に値する」という私たちの感覚を説明する。称賛・非難の感覚は、主として人間による人間に対する行為について私たちがもつ感覚である。そして、称賛や非難は行為の動機と結果の両方を考慮してなされる。

(中略)

私たちは観察者としてこの行為をどのように判断するであろうか。私たちは、まず行為者の立場に立ってみる。つまり、自分 — 正確には、自分の胸中にある公平な観察者— が行為を受ける人に対して同じ関係をもつと想像する。そして、胸中の公平な観察者がす

るだろう行為 — これを（A´）としよう — を想像する。もしも、胸中の公平な観察者の行為（A´）と実際の行為者の行為（A）とが、ほぼ一致するならば、私たちはその行為の動機を是認し、まったく一致しなければ否認する。スミスは、判断のこの側面を「直接的同感」（direct sympathy）と呼ぶ。直接的同感は行為の動機の適切性を判断する心の作用であるといえる。

次に、私たちは、行為を受ける人の立場に立つ。つまり、自分の胸中にある公平な観察者が、そのような行為を受けたならば、どのような感情を引き起こすであろうかを想像する。この感情を（B´）としよう。もしも（B´）が感謝という感情ならば、私たちはその行為を有益な行為であると判断する。反対に、（B´）が憤慨であれば、私たちはその行為を有害な行為であると判断する。スミスは、このような判断の側面を「間接的同感」（indirect sympathy）と呼ぶ。間接的同感は、行為の結果を判断する、あるいは行為を結果から判断する心の作用であるといえる。

重要なのは、間接的同感は、直接的同感と異なって、行為を受ける人が実際に引き起こす感情（B）を考慮に入れないで、胸中の公平な観察者が引き起こすと想像される感情（B´）だけを問題にするということである。このことは、行為を受ける人が、実際には何の感情作用も見せない場合 — たとえば、死んでしまった場合 — においても、私たちは行為の有益性や有害性を判断することができることを意味する。

（中略）

たとえば、ある人が、自分も豊かでないにもかかわらず、生活に困っている友人を経済的に助けたとしよう。私たちは、まず行為者の立場に立って、行為の動機 — 同情または友情 — が適切なものであることを認める。同時に、私たちは、行為を受ける人の立場に立って、自然に沸き起こってくる感情が感謝であることを認める。この二つの判断を合わせることによって、私たちは、この行為が称賛に値するものであると判断する。自分が経済的に助けてもらったわけでもないのに、この人の行為を称賛し、この人に感謝さえするのである。

（中略）

もうひとつ例を挙げよう。ある人が、見知らぬ人から金銭を奪うために、その人を殺害したとする。私たちは、まず行為者の立場に立って、胸中の公平な観察者がそのような行為を行なうか否かを検討する。通常の場合、すぐさま「否」という答えを得るだろう。次に、私たちは、行為を受けた人、つまり殺害された人の立場に立って、自分が（あるいは自分の中にある公平な観察者が）そのような行為を受けたならば、どのような感情を引き起こすかを想像する。間違いなく憤慨であろう。こうして、私たちは、金銭を奪う目的のために他人を殺害する行為を非難に値する行為であると判断する。

（中略）

## 称賛と非難に偶然が与える影響

スミスは、私たちの称賛と非難は偶然 (fortune) によって影響されると考える。なぜなら、私たちは行為の動機よりも結果に目を奪われがちであり、しかも行為の結果がどのようなものになるかは偶然に左右されるからである。私たちは、行為者の動機が適切で、行為を受ける人に有益な結果をもたらす行為を称賛し、行為者の動機が不適切で、行為を受ける人に有害な結果をもたらす行為を非難する。これが基本原則である。しかしながら、諸行為の中には、(A) (1) 意図したにもかかわらず、偶然によって、意図したとおりの結果を生み出さないものもあれば、(2) 行為者が何の意図ももたなかったにもかかわらず、他人に有益な、または有害な結果を偶発的にもたらす行為もある。スミスは、これら二つのケースにおいて、私たちの称賛と非難は、基本原則を離れ、不規則性 (irregularity) をもつと考えた。

(中略)

## 不規則性の社会的意味

このように、世間は、意図したにもかかわらず意図したとおりの結果を生まなかった行為に対して、基本原則が示すよりも弱い称賛または非難しか与えない傾向をもち、意図しないにもかかわらず偶発的に有益な、または有害な結果をもたらした行為に対して、基本原則が示すよりも強い称賛または非難を与える傾向をもつ。スミスは、世間が、このような不規則性をもって個人の行為を評価することには社会的な意味があると考えている。いくら善意があっても、実際に有益な結果をもたらさなければ、世間から称賛されないという事実によって、私たちは、有益な結果を生み出すように最善の努力をする。また、意図しないにもかかわらず有害な結果をもたらした場合、世間は、その行為をまったくの無罪とは見なさないという事実によって、私たちは過失を犯さないよう十分注意するようになる。

(中略)

意図しなかった害悪を偶然、発生させてしまった場合、胸中の公平な観察者は、私たちに次のように告げるであろう。「世間は、あなたを非難する。あたかも、あなたに悪意があったかのように。しかし、私は、あなたに悪意はまったくなかったことを知っている。あなたは、自分に絶望してはならない」。

一方、意図しなかったにもかかわらず、何か有益な結果をもたらして、世間から称賛される場合、私たちは、胸中の公平な観察者が世間ほどには称賛しないことを知る。さらに、有害な行為を意図して実行したにもかかわらず、たまたまそのことが発覚せず、世間から非難や処罰を受けない場合、私たちは、胸中の公平な観察者が自分を非難することを知る。

このように、行為の当事者は、一方では、世間の称賛と非難にさらされ、他方では、胸中の公平な観察者の称賛と非難を受ける。世間の評価と胸中の公平な観察者の評価が食い違うとき — つまり不規則性が発生するとき — 私たちは、どちらの評価を重視するであろうか。

## 不規則性への対応 — 賢人と弱い人

スミスは、実際の観察者、すなわち世間を、裁判における第一審にたとえ、各個人の胸中にある公平な観察者を第二審にたとえた。私たちは、自分の行為について、まず第一審、すなわち世間の評価を仰ぐ。しかし、世間の評価が適切でないと感じるとき、第二審、すなわち胸中の公平な観察者に訴え、最終的な判決を求める。

(中略)

賢人は、ほとんどの場合、第二審の判決を重視し、弱い人は、すべての場合に第一審の判決を重視する。自分の行為が、称賛に値しないにもかかわらず、世間から称賛される場合、賢人はそのような称賛を喜ぶことはない。一方、弱い人は、世間の称賛を素直に喜ぶ。たとえば、自分では失敗作であると思う芸術作品を世間が絶賛する場合、その芸術家が賢人であれば、世間の絶賛を軽蔑し、その作品を作らなければよかったと思うであろう。反対に、その芸術家が弱い人であれば、自分が世間から認められたことを喜び、有頂天になるであろう。

自分が称賛に値する行為を行なったにもかかわらず、偶然の理由によって、世間から称賛を得られなかった場合、賢人は、称賛されないことを意に介さない。一方、弱い人は、称賛を得られなかったことを残念に思う。たとえば、前の例を使うならば、ある人の就職を世話しようとして成功しなかった場合、賢人であれば、世話をした相手に対して申し訳ないと思うことはあっても、世間の称賛を得られないことを気にすることはないであろう。これに対し、弱い人は、就職を決められなかったことが原因で、自分に対する世間の評価が下がり、「頼りにならない人」という烙印を押されるのではないかと心配する。

非難に値する行為を行なったにもかかわらず、世間に知られることなく非難を免れる場合、賢人は、すべてを知る胸中の公平な観察者が発する非難を苦にする。これは、「良心の呵責」と呼ばれる心の作用である。賢人であれば、自分が犯した罪を世間に告白するであろう。一方、弱い人は、自分の悪行が世間に知られなかったことを喜び、これから先も知られないよう願う。しかし、いくら平静を装っても、胸中の公平な観察者は、世間にかわって、あるいは悪行の犠牲になった人にかわって、生涯、行為者を非難し続ける。弱い人は、過去の悪行が世間に知られはしないかと恐れ続けるとともに、胸中の公平な観察者の非難の声に悩まされる。スミスは、他人を殺害した人の枕元に立つ亡霊の正体は、その人の胸中にいる公平な観察者の非難であると論じる。

(中略)

スミスは、このように、基本的に胸中の公平な観察者の判断にしたがう人を賢人と呼び、つねに世間の評価を気にする人を弱い人と呼んだ。しかしながら、実際には、すべての人間は、程度の差はあれ、賢人の部分と弱い人の部分の両方をもっている。あるときには賢人のように振る舞うことができるが、別のときには弱い人になる。ある問題には不動賢明に対処できるが、別の問題には浮き足だってしまう。これが普通の人間の姿である。した

がって、スミスのいう「賢人」と「弱い人」は、普通の人間における「賢明さ」（あるいは「強さ」と「弱さ」と読み替えることができるであろう。私たちの中の賢明さは、自己規制（self-command）によって公平な観察者が是認するように行動しようとするであろう。反対に、私たちの中の弱さは、世間の評価を気にするだけでなく、自己欺瞞（self-deceit）によって公平な観察者の是認・否認を無視するように自分をしむけるであろう。

（中略）

## 一般的諸規則の設定

では、自己欺瞞という致命的な弱点に対して、私たちの中の「賢明さ」は、どのような対策をとるのであるだろうか。スミスは論じる。

しかしながら、自然は、これほど大きな重要性をもつこの弱点を、まったく匡正することなく放置しておかなかったし、われわれを自愛心の妄想にすべてゆだねてしまうこともなかった。他の人びとの行動についての継続的な観察によって、われわれは気づかぬうちに、何がなされたり回避されたりするのにふさわしく適切であるかについての一般的諸規則を心の中に形成する。（『道徳感情論』三部四章）

一般的諸規則（general rules）は、次の二種類の規則からなる。（1）胸中の公平な観察者が非難に値すると判断するであろう、すべての行為は回避されなければならない。

（2）胸中の公平な観察者が称賛に値すると判断するであろう、すべての行為は推進されなければならない。私たちは、これらを「規則」として設定することによって、胸中の公平な観察者の判断に背くことを防ごうとするのである。第一の規則は、行為を受ける人が憤慨するような行為を禁止し、第二の規則は、行為を受ける人が感謝するような行為を推奨するといえる。言いかえれば、第一の規則は、正義（justice）、すなわち他人の生命、身体、財産、名誉を傷つける行為を行なわないことを私たちに指示し、第二の規則は、慈恵（beneficence）、すなわち他人の利益を増進する行為を行なうことを私たちに指示する。

スミスによれば、一般的諸規則は、生まれつき私たちに与えられているものではなく、私たちが他人との交際によって、自分が所属する社会の中で経験的に学びとっていくものである。

一般的諸規則にしたがって人びとが行動すれば、秩序だった住みやすい社会が実現されるであろう。しかしながら、私たちは、それを意図して一般的諸規則を形成するのではない。最初は、実際の観察者たちから、そして後には胸中の公平な観察者から非難されることを恐れ、称賛されることを望んで、一般的諸規則を形成するのである。一般的諸規則は、他人との交際によって、そして非難への恐怖と称賛への願望という感情によって形成されるといえる。さらに、どのような行為が一般的諸規則に適合し、どのような行為が一般的諸規則に違反するかということも、経験によって知られるのである。

しかし、いったん一般的諸規則の具体的な内容が確立されれば、私たちは、ある行為に対して、それが一般的諸規則に適合（または違反）しているか否かに応じて、称賛（または非難）に値するか否かを判断する。私たちは、その行為が動機から見て適切か否か、そして、その行為を受ける人が引き起こす自然な感情がどのようなものかを想像するよりも前に、それが一般的諸規則に反しているか否かを判断する。

（中略）

### 義務の感覚

一般的諸規則は、観察者として他人の行為を判断するとき用いられるだけでなく、あるべき自分の行為を考える場合にも用いられる。スミスは、自分の行為の基準として一般的諸規則を顧慮しなければならないと思う感覚を、「義務の感覚」（sense of duty）と呼び、「人間生活において最大の重要性をもつ原理であり、人類のうちの多数がそれによって自分の行為を方向づけることができる唯一の原則」（『道徳感情論』三部五章）であると考えた。

（中略）

義務の感覚が制御する「本性の他のすべての原理」の中には、喜びや怒り、悲しみなどの諸情念、私たちが動物として本能的にもっている諸欲望、そして自分の利益を第一に考えようとする利己心（self-interest）や自愛心（self-love）などが含まれるであろう。私たちは、どの程度まで、感情を高ぶらせてもよいか、本能的な欲望を解放してよいか、自分の利益を優先してよいかを、一般的諸規則を顧慮することによって判断するのである。

特に重要なのは、義務の感覚によって制御されるものの中に、利己心や自愛心が含まれていることである。実際、スミスは、はっきりと、「自然は[中略]われわれを自愛心の妄想にすべてゆだねてしまうことはなかった」（『道徳感情論』三部四章）と述べている。

(B) 利己心や自愛心は義務の感覚のもとに制御されなければならないし、通常は制御されるはずであるとスミスは考える。このことを理解しておくことは、『国富論』において、スミスが利己心にもとづいた自由な経済活動を容認したことの意味を正しくとらえる上で非常に重要である。無制限の利己心が放任されるべきだという考え方は、スミスの思想からは出てこない。

では、私たちは、義務の感覚にもとづいて、情念、欲望、自愛心を抑制することによって何を得るのであるだろうか。スミスは、この問題に対して次のように答える。

われわれの内面にある、これらの神の代理人[胸中の公平な観察者]は、それら[一般的諸規則]に対する<sup>しんぼん</sup>侵犯を、内面的<sup>ちじよく</sup>恥辱感と自己非難の責め苦によって必ず処罰するのであり、反対に、従順に対しては、つねに心の平静、満足、自己充足をもって報償するのである。（『道徳感情論』三部五章）



私たちは、一般的諸規則に反する行為をすれば、たとえそれが世間から非難されなくても、胸中の公平な観察者の非難を受けることになる。この場合、私たちは平静な心を保てないであろう。反対に、一般的諸規則にしたがう行為をすれば、胸中の公平な観察者の称賛を受け、少なくとも非難を受けることはないであろう。この場合、私たちは心の平静を保つことができるであろう。結局、義務の感覚にしたがうことによって私たちが得るものは、「心の平静」なのである。

### 正義と慈恵

一般的諸規則は、私たちに正義と慈恵を勧める。スミスによれば、私たちは慈恵よりも正義に対して強い義務感をもつ。言いかえれば、私たちは、慈恵よりも正義に関して、一般的諸規則に厳密にしたがおうとする。スミスは、この違いを、慈恵と正義を駆り立てる感情に対して私たちが本性的にもつ好き嫌いによって説明する。

慈恵的な行為を駆り立てる感情は、寛容、人間愛、親切、同情、友情などである。私たちは、これらの感情自体を快いものとして好む。そして、これらの感情の発現を見たいと思う。したがって、慈恵的な行為は、行為者の義務感だけによって生じるのではなく、それを駆り立てる感情から直接生じるべきだと思う。

(中略)

正義については事情が異なる。私たちが、ある行為を処罰に値すると思うのは、間接的同感によって、その行為を受ける人の憤慨に同感するからである。正義とは、行為を受ける人の憤慨の対象になるような有害な行為を差し控えようとすることであるとともに、有害な行為がなされた場合、行為をした人に対して何らかの処罰を与え、行為を受けた人の憤慨を鎮めようとすることである。したがって、正義の背後にある感情は憤慨であるといえる。

しかしながら、憤慨は、<sup>はんお</sup>嫌悪や<sup>ぞうお</sup>憎悪とともに、もともと人間にとって不愉快な感情である。私たちは、何もなければ、他人がこれらの感情を引き起こすところを見たいとは思わない。また、自分の心の中にこれらの感情が沸き起こることも避けたいと思う。このため、何か有害な行為を見た場合、私たちは、自分の中に自然に沸き起こってくる憤慨を胸中の公平な観察者の抑制された憤慨に一致させようとする。被害者に対する同情から、あるいは自分の特殊な経験から、加害者に対して激しい<sup>いきどお</sup>憤りが沸くことがあったとしても、私たちは、処罰は怒りにまかせて行なわれるべきではなく、冷静で公平な判断にもとづいて行なわれるべきだと思う。

このように、私たちは、慈恵は一般的諸規則に厳密にしたがうべきだとは考えないのに対し、正義は一般的諸規則に厳密にしたがうべきだと考える。このため、私たちは、慈恵に関して正確な社会的ルールを作らないのに対し、正義に関しては正確な社会的ルールを作る。

(中略)

普通の社会は、他人の生命、身体、財産、名誉を侵害する行為に対する処罰に関して、厳密で普遍的なルール、すなわち「法」を定めている。処罰の重さは時代や国によって異なるものの、ほとんどの社会は、殺人、傷害、強盗、窃盗、名誉毀損に対する処罰の法をもっている。そして、社会の発展とともに、法の整備も進んできたといえる。こうして、慈恵と正義のうち、正義だけが法という厳密で強制力をともなう形で制度化されたのである。スミスは次のように述べる。

自然は人類に対して、報償に値すると意識することの喜びによって、慈恵の諸行為を勧める。しかし、自然は慈恵の実践を、それが無視された場合における正当な処罰への恐怖によって守り、強制することが必要だとは考えなかった。慈恵は建物を美しくする装飾であって、建物を支える土台ではなく、したがって、それは勧めれば十分であり、決して押しつける必要はないのである。反対に、正義は大建築の全体を支える支柱である。もしそれが除去されるならば、人間社会の偉大で巨大な組織は、一瞬にして諸原子となって砕け散るにちがいない。（『道徳感情論』二部二編三章）

(中略)

私たちは、社会秩序にとって正義が不可欠であると考えて法を定めるわけではない。正義を駆り立てる憤慨を本性的に嫌うために、法によって憤慨を制御しようとするにすぎない。また、私たちが法にしたがうのは、自分が非難に値する者になりたくないと思うからである。しかしながら、私たちが、このような動機から法を定め、それを遵守することによって、私たちは平和で安全な生活を営むことができるのである。

堂目卓生著『アダム・スミス』（中央公論新社、2008年）から抜粋。なお、注などは略。